

法人 春日部

第 80 号

(平成10年 4 月号)



社団法人 春日部法人会

春日部市大字樋堀 369-4 春日部商工会館内
TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



ふれあいセンター「エコ・スポいずみ」

写真提供 杉戸町秘書室

〔わ が 町〕

杉戸町

ふれあいセンター「エコ・スポいずみ」は、環境センターのゴミ焼却余熱を有効利用し、屋内プールや浴室を完備した施設で、“住み心地よい地域づくり”の一環として計画されたものです。

施設内には、生涯学習・生涯スポーツの拠点施設として、一般用温水プール・幼児用プール・各種風呂やサウナ室を完備し、100人収容の休憩室も設置されています。また、玄関付近には、絵画展や音楽発表会などの文化活動にも活用できる広いロビーが設けられており、多目的なコミュニティ施設となっています。

この施設のもう一つの特徴は、町内・町外の使用料金を同じにし、利用者の拡大と施設の広域利用を図っている点で、併設されている環境センターからの排出エネルギーを余す事なく利用した資源循環型施設となっています。

ご利用は、杉戸町ふれあいセンター「エコ・スポいずみ」まで 0480(38)2300

取材 杉戸町秘書広報室

全国131万社の仲間が
みんなのために活動
しています。



消費税期限内納付

法人会 一声運動

税 務 署 だ よ り

3月31日決算法人（課税事業者）の消費税及び地方消費税の 確定申告と納税は6月1日（月）まで

3月31日決算法人のうち消費税の課税事業者に該当する法人は、平成10年6月1日（月）が消費税及び地方消費税の申告と納税の期限です。必ず期限内に申告書を提出されるとともに、納税を済ませてください。

課税事業者に該当する法人とは？

消費税及び地方消費税の確定申告が必要な法人は、主として次に該当する法人（課税事業者）です。

- ① 基準期間（前々事業年度）の課税売上が3,000万円を超える法人

基準期間

平成10年3月31日決算法人の場合は、平成7年4月1日～8年3月31日

- ② 基準期間の課税売上が3,000万円以下の法人で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している法人

- ③ その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除きます）のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人（いわゆる新設法人）

正しい申告で期限内に納税を

確定申告をしなければならない法人が申告しなかったり、誤った申告をしますと、不足の税金を納めるだけではなく、不足税額の15%又は10%の加算税が賦課され、更に年利14.6%の延滞税も納めなければならないこととなります。正しい申告と納税を必ず期限内に済ませてください。

中間申告分の納税もお忘れなく

6月1日（月）は、次の表に掲げる法人（課税事業者）の消費税及び地方消費税の中間申告及び中間申告分の納期限でもあります。

直前の年税額	決 算 期	申告及び納付の種類	中間申告納付額
400万円超	平成10年6月30日の法人	中間分第3回目	直前の年税額の4分の1
	平成10年9月30日の法人	中間分第2回目	
	平成10年12月31日の法人	中間分第1回目	
48万円超 400万円以下	平成10年9月30日の法人	中 間 分	直前の年税額の2分の1

（注）「消費税課税期間特例選択届出書」を提出している事業者の方は、中間申告書を提出する必要はありません。

「中間申告」とは？

直前の課税期間の消費税の年税額が48万円を超える事業者の方は、中間申告書により中間申告を行い、一定額を納付することとされています。

中間申告は直前の課税期間の年税額に応じて、上の表のとおりになります。

また、中間申告書を提出する必要のある事業者の方は、その中間申告の対象とされる期間をひと

つの課税期間とみなして仮決算を行い、これによる中間申告を行うことができます。

なお、消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者の方は、消費税の中間申告納付額の25%に相当する金額を地方消費税の中間申告納付額として、消費税の中間申告と併せて申告し、納付しなければなりません。

確定申告が間違っていたときは

確定申告をした後で、計算違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告を忘れていた方はいませんか。

《納める税額を多く申告していたとき》

確定申告書を提出した後で、納付税額を多く申告していたり、還付税額を少なく申告していたときは、「更正の請求」をすることができます。

更正の請求ができる期間は、法定申告期限から1年以内ですから、平成9年分の申告所得税は平成11年3月16日(火)まで、平成9年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の申告については、平成11年3月31日(水)までとなります。

《納める税額を少なく申告していたとき》

確定申告書を提出した後で、納付税額を少なく申告していたり、還付税額を多く申告していたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、税務署の調査を受けたあとで修正申告したり、更正を受けたりすると加算税がかかりますので、修正申告する必要があると気付いたときはなるべく早く申告されるようお勧めします。

また、修正申告によって新たに納めることとなった本税額は、修正申告書を提出する日に納めてください。この納める本税額には、法定納期限の翌日(例えば平成9年分の所得税の場合は平成10年3月17日)から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

ますので、本税と併せて納めてください。

なお、税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときには、加算税はかかりません。しかし、延滞税はかかりますのでご注意ください。

《確定申告を忘れていたとき》

確定申告をしなければならないのに、申告書の提出を忘れていたときには、すぐに申告してください。

申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といい、税務署から決定を受けるまではいつでも申告できます。税務調査を受けた後に期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、本来の税額のほかに納付すべき税額の15%の無申告加算税がかかりますので、なるべく早く申告されるようお勧めします。また、この場合の税額は、申告書を提出する日に納めてください。

なお、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をしたときには、加算税は5%に軽減されます。また、修正申告の場合と同様延滞税がかかりますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

※更正の請求、修正申告、期限後申告をするための用紙は、所得税等は個人課税第1部門、法人税等は法人課税第1部門にあります。

国税専門官募集

—大学卒業程度—

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門的知識を駆使し、国税に関する調査や指導などの事務を行う国税専門官の採用試験を次のとおり実施します。

採用されると、税務大学校で約3か月間、税法・簿記などの基礎研修を受け、その後税務署において3年6か月程度の実務経験等を経て、国税調査官・国税徴収官などに任用されます。

また、専門的知識・技能等を習得するため、7か月間の専科研修をはじめ各種の研修も予定されています。

《受験資格》

昭和46年4月2日～

昭和52年4月1日生まれの人

《試験の程度》

大学卒業程度

《申込受付期間と申込先》

5月6日(水)～5月13日(水)までに、第1次試験地を所轄する国税局(沖縄国税事務所)へ

《試験日と試験科目》

◎ 第1次試験

◇6月20日(土)及び21日(日)

◇教養及び専門(多肢選択式)専門(記述式)

◎ 第2次試験

◇8月24日(月)又は25日(火)

(第1次試験合格通知書で指定する日)

◇人物試験及び身体検査

《合格発表》

◎ 第1次試験

◇7月31日(金)

◎ 最終合格

◇9月9日(水)

《申込書の請求先・問い合わせ先》

◎ 春日部税務署 総務課

〒344-8686 春日部市大字大沼2-12-1

☎048-733-2111

◎ 関東信越国税局 人事第2課

〒102-8302 東京都千代田区九段南1-1-15

☎03-3221-3911

◎ 人事院関東事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3

☎03-3214-1621

※国税専門官募集の情報についてはインターネットのホームページでご覧になれます。

(アドレス <http://www.netspace.or.jp/~taxanser> 「税務職員の募集」)

また、従来どおりタックスアンサーもご利用ください。(コード番号9300)

法人会の税制改正要望の主な実現事項

法人税の基本税率・軽減税率
引き下げ実現！

本記事は、1月9日に閣議決定された『平成10年度税制改正の要綱』に基づき掲載しました。

～法人会の税制改正要望の主な実現事項～

平成10年度税制改正では、当面の金融・経済情勢を踏まえつつ、経済社会の構造的な変化等に対応するため、法人税制、金融関係税制、土地税制等について大きな改正が行われることとなりました。この改正により、法人会が長年訴えてきた法人税の基本税率・中小企業の軽減税率の引き下げや、有価証券取引税の軽減、土地の譲渡益課税の軽減など多くの要望が実現する運びとなりました。また、所得税・住民税の特別減税も急遽行われることとなりました。

なお、今回の改正は、法人税制の改革について第一歩を踏み出したという点で評価することができますが、日本経済の活力を高め、国際競争力を維持するためには、法人の税負担を国際水準並みに引き下げる改革が必要です。このため今後は、法人事業税の外形標準課税の導入等が課題となっています。

1. 法人課税の見直し

(1) 法人税率の引き下げ（基本事項）

	現行	改正案
普通法人の基本税率	37.5%	→ 34.5%
中小法人の軽減税率	28%	→ 25%
公益法人等の軽減税率	27%	→ 25%

(2) 法人事業税の税率の引き下げ（基本事項）

《普通法人の標準税率》			
	現行		改正案
年350万円以下の所得	6%	年400万円以下の所得	5.6%
年350万円超700万円以下の所得	9%	年400万円超800万円以下の所得	8.4%
年700万円超の所得及び清算所得	12%	年800万円超の所得及び清算所得	11%

(注) 以上(1)(2)の改正により、法人のいわゆる実効税率は、49.98%から46.36%へ引き下げられます。

(3) 法人税の課税ベースの見直し（基本事項）

法人税の課税ベースについては、国際的な潮流を踏まえつつ、税制における公平・中立・透明性の観点から、次のとおり見直しが行われることとなりました。

◆ 貸倒引当金

- ① 貸倒引当金については、法定繰入率が廃止され、実績繰入率（過去3年間の貸倒損失の実績）によることとなります。但し、平成10年度から平成14年度の間は、実績繰入率に代えて次の繰入率の選択適用が認められます。

	現行	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
卸・小売業	10	8.0	6.5	5.0	3.0	1.5(2分)
製造業	8	6.5	5.0	4.0	2.5	1.0
金融保険業	3	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
管販小売業	13	10.5	8.5	6.5	4.0	2.0
その他	6	5.0	4.0	3.0	2.0	1.0

- ② 資本金1億円以下の中小法人等については、租税特別措置として、現行の法定繰入率を引き続き使用することができます。

なお、現行の繰入限度額を16%割増する「繰入率割増制度」は、適用期限が3年間延長されます。

- ③ 従来の特種債権引当特別勘定は、貸倒引当金制度の一部に含まれることとなりました。

◆ 賞与引当金

- ① 賞与引当金制度は廃止されます。
但し、平成14年度までの5年間は、現行法による損金算入限度額に対して、次のとおり各年度一定の割合で繰入を認める経過措置がとられることとなりました。

H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
6分の5	6分の4	6分の3	6分の2	6分の1

- ② 賞与は、その支払をする日の属する事業年度の損金の額に算入します。但し、事業年度末までに支給する賞与の額が受給者に通知され、その後すみやかに（1カ月以内が限度）支払われるものであること等の要件に該当するものについては、未払費用として損金の額に算入することができます。

◆ 退職給与引当金

退職給与引当金制度の累積限度額は期末要支給額の20%（現行40%）に引き下げられます。

但し、平成14年度までの5年間は、次のとおり順次累積限度額を引き下げる経過措置がとられることとなりました。

H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
37%	33%	30%	27%	23%

(注) 税率の引き下げ及び引当金制度の改正は、平成10年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

◆ 減価償却

減価償却制度について、次の見直しを行うこととされました。

- ① 本年4月1日以降新たに取得する建物（構築物を除く）の償却方法は、定額法と定率法の選択制から定額法に一本化されます。
② 建物について、耐用年数がおおむね10%から20%程度短縮されます。（最長のもので50年を限度とする）

◆ その他事項

その他、次の項目が改正されます。

- (1) 製品保証等引当金制度は、5年間の経過措置がとられた上で廃止されます。
(2) 特別修繕引当金制度は、繰入限度額を現行の4分の3とする等の見直しを行った上で、特別修繕準備金に改められます。
(3) 上場有価証券の評価
上場有価証券の評価について、切放し低価格法が廃止されます。
(4) 長期請負工事
工事期間が2年以上で、かつ、請負金額が50億円以上の長期請負工事（製造を含む。）については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することとされました。
(5) 割賦販売等の販売収益
割賦販売等の販売収益については、割賦基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度を廃止し、金利相当部分を除き、商品の販売等を行った事業年度の益金の額に算入することとされました。

2. 金融・証券取引税(基本事項)**◆ 有価証券取引税、取引所税**

有価証券取引税、取引所税については、次のとおり税率は概ね2分の1に軽減されることとなりました。なお、両税とも、平成11年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止されることとなりました。

・有価証券取引税 第2種(投資家)			
区分	現行	改正案	
① 株券等	0.21%	→ 0.01%	
② 転換社債券等	0.16%	→ 0.08%	
③ 国債証券等	0.03%	→ 0.015%	

◆ 資料情報制度

改正外為法が平成10年4月1日に施行されることに伴い、200万円超の国外送金等について、金融機関は所定の事項を記載した調書を税務署に提出することが義務づけられました。(平成9年12月17日法律公布)

◆ ストック・オプションに係る税制上の措置

商法改正により一般的にストック・オプション発行(取締役・従業員に一定の期間後にあらかじめ定められた一定の価格で自社株を買い取る権利を与える制度)が認められることを踏まえ、一定の要件の下で権利行使時点での課税の繰延べ等が認められることとなりました。

3. 土地・住宅税制(基本・個別事項・法令関係)**◆ 地価税**

長期にわたる地価下落、厳しい経済情勢、金融システムの不安等に対応した臨時的措置として、当分の間、地価税の適用が停止されることとなりました。

◆ 譲渡益課税等

- ① 法人の土地等の譲渡益に対する重課制度の廃止等
 - ・平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の土地等の譲渡については、長期所有(5年超)の土地譲渡益に対する5%追加課税制度及び短期所有(5年以下)の土地譲渡益に対する10%追加課税制度は、適用されないこととなりました。
 - ・超短期所有(2年以下)の土地譲渡益に対する15%追加課税制度は、平成9年12月31日をもって、廃止されることとなりました。
- ② 個人の長期所有(5年超)の土地等にかかる譲渡益課税

平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間、次のように特例措置が講じられることとなりました。

現行		改正案	
4,000万円以下の部分	26%	6,000万円以下の部分	26%
8,000万円以下	32.5%		
8,000万円超	39%	6,000万円超	32.5%

◆ 新規取得土地等にかかる負債の利子の課税の特例

法人の新規取得土地等に係る負債利子の損金不算入措置は廃止されることとなりました。

◆ 事業用資産の買換え特例

長期所有土地等(所有期間10年超)の買換えについて、地域限定要件(内・外等)を廃止するとともに買換え資産の範囲に土地を加え、一律80%の課税繰延が認められることとなりました。

4. 所得税等の見直し(基本事項)**◆ 扶養控除額の引き上げ**

教育等の分野において特に支出の多い世代を抱える家庭等に対する配慮として、所得税及び個人住民税の特定扶養

親族(16歳以上23歳未満)に対する扶養控除額がそれぞれ次のとおり引き上げられることとなりました。

- ・所得税 現行53万円→58万円
- ・個人住民税 現行41万円→43万円

～要望事項以外の主な改正事項～**1. 特別減税**

1年限りの措置として、平成10年分の所得税・平成10年度分の個人住民税について、定額控除方式による特別減税が実施されることとなりました。

	所得税	個人住民税	合計
本人	18,000円	8,000円	26,000円
控除対象配偶者	9,000円	4,000円	13,000円
扶養親族一人当たり	9,000円	4,000円	13,000円

(注) 法人会では、所得税・住民税を含めた最高税率65%を50%に引き下げる等の恒久的な制度減税を要望しています。

2. 法人税制

課税ベースの適正化と企業会計の透明化を図る観点から以下の改正が行われました。

◆ 交際費

中小企業の交際費について、定額控除枠内の交際費の損金不算入割合が100分の20(現行100分の10)に引き上げられることとなりました。

◆ 役員の親族である使用人給与

役員の親族である使用人に対する過大な給与については、損金の額に算入されないこととなりました。

◆ 少額減価償却資産

少額減価償却資産の取得価額基準が20万円未満から10万円未満に引き下げられるとともに、10万円以上20万円未満の資産については、事業年度ごとに一括して3年間で償却できる方法が設けられることとなりました。

3. 土地・住宅税制**◆ 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設**

所有期間5年超の居住用財産の譲渡をして居住用財産に買換えた場合において譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその翌年以後3年間の繰越控除が認められることとなりました。

◆ 住宅取得促進税制の所得要件の緩和

住宅取得促進税制の適用所得者の所得要件が3,000万円(現行2,000万円)に引き上げられることとなりました。

4. 地方分権の推進

地方分権を推進する観点から、地方公共団体の課税自主権を拡充するための措置が次のとおり講じられることとなりました。

- ・道府県民税所得割、不動産取得税、固定資産税について、標準税率を採用しない場合の国への事前届出等は廃止されることとなりました。
- ・個人の市町村民税の制限税率は廃止されることとなりました。

5. 帳簿書類の電子データ保存制度の創設等

納税者の帳簿保存の負担軽減を図るため、記録段階からコンピューター処理によっている帳簿書類については、税務署長の承認を得て、電子データによる保存等が認められることとなりました。

6. たばこ特別税(仮称)の創設

国鉄長期債務、国有林野累積債務の一般会計への承継に伴い、たばこ特別税(仮称、税率820円/千本)が創設されることとなりました。

「法人会新春の集い」開催!!

平成10年2月3日(火) 午後3時30分～
於／春日部市民文化会館

今年も「法人会新春の集い」を今年も多数参加を頂き盛大に開催した。

当法人会では地域社会貢献運動を展開中であるが、その一環として講演会を会員以外の一般の人々に公開して行なったもので、装いを新たにして3回目を数える。

当日は講演会に先立ち、青年部会員がホール入口で、『花と緑いっぱい運動』のアピールの為、同運動のチラシとシール及び花の種を配布した。

同氏が強調した「人生は一度だけ、明るく、楽しく、ありがとう」をモットーに、聴衆の皆様は、「激動が予想される今年一年を頑張ろう」と決意を新たにされた。

司
会
台
研
修
副
委
員
長



お礼の言葉

高橋研修
副委員長

様であった。
最後に高橋研修副委員長のお礼の言葉により、本講演会を終了した。



第一部 新春講演会

『笑顔が一番』 大沢悠里氏

講演会は、台研修副委員長の司会進行と鈴木研修委員長の開会の辞により始まった。TBSラジオの人気番組「大沢悠里のゆうゆうワイド」でお馴染みの大沢氏の軽妙なトークにより、聴衆の皆様は笑いと感動で90分間の時間が経つのを忘れていた。



プロフィール

'64年早稲田大学卒業後、TBS入社。当初、3年間は報道番組を、以降はラジオの歌謡曲番組を主に担当する。現在、月～金の毎朝TBSラジオ「大沢悠里のゆうゆうワイド」を担当し、主婦を中心に絶大な人気を得ている。'91年2月TBS退社、フリーとなる。



鈴木研修委員長挨拶



青年部会による「花と緑いっぱい運動」

第二部 賀詞交歓会

松永副会長の開会の辞、前田会長による挨拶の後、上條春日部税務署長、春日部市長代理峯山市民部長、鹿間春日部商工会議所会頭よりご祝辞を頂戴し、ご来賓の皆様を紹介した。

その後村田副会長の乾杯、野原副会長による万歳三唱と続き、出席の皆様はなごやかに懇親を深められた。最後に岩崎副会長の閉会の辞によりこの懇親会を終了した。



前田会長挨拶



執行部席



御来賓席



上條春日部税務署長



峯山春日部市市民部長



鹿間春日部商工会議所会頭

建築土木工事 総合解体工事一式請負

埼玉県知事許可 般5第49244号

有限会社 **熊倉興業**

埼玉県幸手市大字木立339

電話 0480(48)3152

FAX 0480(48)0287

青年の集い白岡大会

平成10年2月19日(木)午後3時30～
於 白岡町コミュニティセンター

「次の世代に 良い環境を」

春日部法人会社会貢献運動



講師
ジャーナリスト
松村満美子先生

「花と緑いっぱい運動」を環境問題として鮮明に提起

第6回となる青年の集いは白岡支部青年部会が担当し、地元白岡町コミュニティセンターで開催された。

当日は三部構成され、第一部講演会・第二部青年の集い・第三部懇親会の順に行なわれた。

第一部“新春講演会”では、ジャーナリスト松村満美子氏を講師にお迎えし、「次の世代に良い環境を」と題して講演会を開催した。

同氏は当法人会で行なっている「花と緑いっぱい運動」について、大変な賛意を示し、「より良い環境を残してゆくことは私達世代の責任であり、義務である。」と総括された。環境破壊、ゴミ処理、廃材のリサイクル等ドイツの地方都市フライブルグの取組み施策等を紹介しながら聴衆に環境問題とその重要性を訴えた。

第二部“青年の集い”は、春日部税務署より和田副署長、本間第一統括官、木下上席調査官をお迎えし、大同生命より鈴木課長又親会よりは前田会長、地元の山田白岡支部長、竹之内顧問、多ヶ谷相談役、各支部女性部会長の皆様をお迎えし、盛大に行なわれた。

和田副署長、前田会長、山田支部長より、それぞれご祝辞を頂き、次期開催地は「宮代」と決定し、邑田宮代支部青年部会長が来年の再会を約して閉会した。



大会委員長
井上白岡支部部会長



次回開催地宮代
邑田宮代支部部会長



春日部税務署
和田副署長あいさつ



山田白岡支部長
あいさつ



ご来賓の皆様

第三部懇親会は、法人会関係者のみとなったが、佐藤青年部会長の挨拶の後、鏡開き、乾杯、大同生命職員の皆様の紹介、各12支部のメンバー紹介と続き、青年部会らしさを打ち出した明るい活発な懇親会であった。



佐藤青年部部会長あいさつ

県税からのお知らせ

5月は自動車税の納期です。

自動車税、4月1日現在で自動車の所有者として登録されている方に課税されます。6月1日(月)が納期限ですので、忘れずにお近くの金融機関で納めてください。

なお、自動車税の納税通知書の左片は納税証明書用紙になっており、納付したときにこれが納税証明書になります。車検を受ける際にはこの自動車税納税証明書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

障害者の方のための自動車については、一定の要件を満たす場合、一人につき一台に限り、自動車税及び自動車取得税の減免が受けられます。減免を受けようとする方は、納期限(新規登録の場合は登録申請の日から30日以内)までに、自動車税事務所、同支所または県税事務所のいずれかへ申請をしてください。

自動車税について詳しくは、県自動車税事務所(大宮市☎048-623-0221)、同熊谷支所(☎0485-32-8011)、同所沢支所(☎0429-98-1321)、同春日部支所(☎048-763-4111)または県税事務所へお問い合わせください。なお、住所変更についてのお問い合わせは、自動車税住所変更ガイド(24時間テープ案内☎0180-99-4048)をご利用ください。

また、軽自動車税については、各市役所・町村役場へお問い合わせください。



決算期別税務講習会開催!!

12月・1月及び2月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催した。

日時・会場等

月日	時間	講習会場	所在地
2/4 (水)	午前9時30分 ～ 12時	久喜総合文化会館 視聴覚777号室	久喜市下早見140 ☎ 0180-21-1799
2/5 (木)	午後1時30分 ～ 4時	春日部市商工会館 3階 会議室	春日部市樋郷369-1 ☎ 048-761-3551
2/6 (金)	午後1時30分 ～ 4時	岩槻市商工会館 1階 ホール	岩槻市本町5-6-41 ☎ 048-756-1445

法人会で作成したテキスト『会社の決算と申告一誤りのない申告のために』等を使い講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

自分の会社の一年間の成果としての決算申告であり、多数の参加を頂きましたが、皆様熱心に取組んでいました。



岩槻会場
鈴木孝三先生



久喜及び春日部会場
植田俊英先生

次回予定 3・4・5月決算法人
 4月20日(月) 午後1:30～4:00
 久喜総合文化会館
 4月21日(火) 午後1:30～4:00
 岩槻市商工会館
 4月22日(水) 午前9:30～12:00
 午後1:30～4:00
 春日部市商工会館

有限会社
目目カカ
かんぱん

PHONE(048)748-0581
 F A X(048)748-1500
 埼玉県北葛飾郡庄和町倉常295

《厚生委員会だより》

(I) 大同生命保険相互会社

5年ごと利差配当付

重度障害保障定期保険

4月1日新発売!!

終身タイプも同時発売

重度障害保障定期保険の特長	対象となる身体部位
<ul style="list-style-type: none"> ・所定の重度障害状態になられたとき、保険金（重度障害保険金）を生存中にお受取りになれます。 ・対象となる身体部位は14におよび、事故・病気を問わず保障します。 	眼、耳、上肢、下肢、脊柱、呼吸器、心臓、肝臓、脾臓、腎臓、小腸、膀胱、肛門、血液・造血器、肝硬変や重度の糖尿病などの慢性疾患にも備えることができます。

※ 死亡・高度障害となられた場合には、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
(死亡保険金・高度障害保険金・重度障害保険金は重複してお支払いはいたしません。)

(II) A I U 保険会社

〔クイズ第二弾〕 法人会の「任意労災プラン」!

前回は、法人会の「任意労災プラン」のクイズにつきまして多数ご回答いただきましてありがとうございます。正解は以下の通りでした。今回も前回に引き続き、ご応募いただきました全問正解者の方々には、A I Uグッズをプレゼントいたします。

奮ってご応募ください。(前回の回答 ○→①②④⑤、×→③)

きりと

A I U保険会社「経営保全プラン」クイズ係 (FAX 048-649-2377)

- | | |
|--------------------------------|---------|
| ① この「任意労災プラン」は、地震でケガしても支払われない。 | (○ ×) |
| ② 1日だけのケガの入院や通院でも支払われる。 | (○ ×) |
| ③ 掛け金については、加入年齢によって変わる。 | (○ ×) |
| ④ 夜間診療所の紹介など医療相談サービスが受けられる。 | (○ ×) |
| ⑤ 法人会会員向けに団体割引されている。 | (○ ×) |

以上①～⑤までの回答をFAXにてお送りください。

会社名	お名前	TEL
-----	-----	-----

(III) アメリカンファミリー生命保険会社

おかげさまで「がん保険制度」15周年!

会員企業の経営者と従業員野皆さまを対象とした「がん保険制度」は1983年度に導入されて以来、19万5,009社、124万9,117口のご加入をいただいております。給付金の支払いも年々増加の一途をたどっています。1997年12月現在での給付実績は、支払証券数にして4万999件、給付総額は775億8,357万円に達しており、15年間にわたって皆さまのお役に立っております。

法人会の「がん保険制度」はこれからも、会員企業の皆様を“がん”にかかったときの経済的負担からお守りし続けます。

1日39円(スーパーがん保険Ⅲ型・個人契約・月払1口1,180円)の保険料負担で、がんへの経済的な備えを始めてみませんか?

* 詳しくは「がん保険制度」推進員までお気軽にお問い合わせ下さい。

福利厚生ボーリング大会

平成10年3月2日(月)PM5:30~
於 春日部武里駅西口前
「ニューパールレーン」

当法人会会員への福利厚生事業として第1回ボーリング大会を開催した。

厚生委員会が主催し、大同生命・AIU保険・アメリカンファミリー生命保険の3社の協賛を頂き、会場となったニューパールレーンの全24レーンを借切って行なった。

募集48組がエントリーし、主催者側も含め約120名が一同に会した。競技は、1チーム2名(1人2ゲーム)の合計得点での競い合いで、女性には1ゲーム当たり30ピンのハンデが与えられた。

当日は1時間前に来場し練習するチーム・社内の同僚とのふれ合いに利用するチーム等、様々な光景が見られた。

試合後行なわれた表彰パーティーでは、古野厚生委員長が初めての企画であるが、「大盛況であったので是非今後も継続して開催致したい」と力強く挨拶され、続いて提携3社を代表して大同生命森永埼玉東支社長が、「昨日転勤で着任したばかりで、この様な大会に協賛できた事に対し感謝を表明し、これを機会に一層会員の皆様と緊密化したい」旨を述べられた。

受賞されたチームは以下の通りです。おめでとうございます。
た。

- 優勝 新和建设株式会社 (春日部) 鷺野・定行組
 - 準優勝 武蔵産業株式会社 (春日部) 山崎・森田組
 - 3位 東京鉄鋼運輸株式会社 (春日部) 須賀田・古野組
 - 5位 株式会社 井田土木 (庄和) 須藤・高橋組
 - 7位 株式会社 武蔵自動車 (春日部) 竹ノ内・久野組
- 以下省略

全員にもれなく参加賞を進呈し、楽しい一時を終了しました。次回も是非積極的にエントリーして頂きます様お願い致します。



第3回新入社員研修会のお知らせ

開催要領

1. 開催日時 平成10年5月8日(金) 午後1時10分集合
開講 午後1時30分 終講 午後5時30分予定
2. 定員 60名(定員になり次第締め切らせていただきます。)
3. 会場 春日部商工会館3階大会議室
春日部市樋堀369-4 ☎ 048-761-3551
4. 講師 AIU保険会社リスクマネジメント部
5. 受講料 ¥2,000(含むテキスト代)
※当日会場にて申し受けます。
6. 申込方法 下記「申込書」に必要事項をご記入のうえ、法人会事務局宛AXしてください。
7. 申込〆切日 平成10年4月30日(木)

時間	プログラム	内容
1:10	受付開始	
1:30	オリエンテーション	研修のねらいと進め方
1:40	グループ実習	グループに与えられた課題の達成を通じて職場の仕事の実際を疑似体験します。
2:40	ビジネスマナー	職場で一般的に行われているマナーの知識とスキルを学び、実践できるようにロールプレイングで練習します。
4:00	法人会ビデオ上映	私達ががんばります。～新入社員・ビジネスマナー物語
4:30	実務文書作成	ビジネス文書の書き方の法則を学び、研修の参加報告書を実際に作成します。
5:00	クロージング	一日の研修をふりかえります。
5:30	終了	

社団法人春日部法人会事務局
春日部市樋堀369-4
FAX 048-752-8244

新入社員研修会参加申込書

住所 _____
会社名 _____
TEL _____ FAX _____

受講者名簿

氏名	フリガナ	年齢	性別

会員の声

交通安全研修に参加して

宮代支部長 島村 勇吉



杉戸警察署の推薦を頂き、町内の菊地茂さんと一緒に茨城県ひたちなか市にある、世界でもトップレベルの安全運転施設にて行なわれた一流の講師陣による、四輪車1日7時間コースの研修に参加しました。

一般では、1日～5日コースとなっております、ちなみに料金は1万6千円～9万円位(食費・宿泊代は別途)でございます。

私は、朝5時30分に家を出て、現地に8時に到着し、それぞれ受付を済ませました。オリエンテーションから日常点検・基本走行・スラローム走行・運転適性検査・中低速のブレーキング・市街路における危険の予測と回避・エバリュエーションという課程で、午後5時40分終了しました。今や交通戦争ということで年間10,000人位の尊い人命が交通事故の犠牲になっているわけですが、交通事故の犠牲を「どこまで防げるか」ということを真剣に学びました。

私達は通常安全運転をしていると思っていますから、誤った運転はしていけないと自負しておりました。40余年の運転歴をもつ私は、いかに基本と盲点を忘れて危険な運転をしていたことを痛切に感じました。

運転免許の書替が3年から5年になったことは良いことだと思いますが、今回の安全運転の研修は大変参考になり、「是非一度は参加する必要がある」と感じましたので、多くのドライバーの皆様に、おすすめしたいと思います。

支部だより

久喜支部

H9年度第4回

久喜支部役員会開催

久喜支部・広報委員長 富田 英雄

去る2月13日久喜支部役員会並びに、新春役員研修会が開催されました。野原支部長挨拶・自己紹介・H9年度事業報告・各分会・委員会報告・会員加入勧奨報告・H10年度事業計画案等報告審議が行われました。特に新規会員加入勧奨につき森田組織委員長より、会員増強運動協力の再度のお願いがありました。又会費未納・廃業・脱会等企業の確認と検討をさせて頂きました。

今回の役員会では、今後当支部では、「如何にしたら会員が全員参加する様な、魅力ある組織づくりをできるか!」とのありがたい貴重な意見も沢山出ました。

今後当支部が会員の為、地域社会に役に立つ支部として、広報活動の益々の活性化や、地元商工会と協賛の研修会・講習会の開催、市民まつりや文化祭への積極的参加等により充実化させる方針です。各会員の声を出来る限り取りあげ、今年こそ野原支部長を中心に、企画改革を計る事にしようとして決意した意義ある役員会でした。

その後、新春役員研修会が開催され、法人課税第一部門・本間整統括官様より“特別減税と法人税制について”と

題し、私共企業経営者として、最低知っておかなければいけない税法上の知識につき講演を頂きました。



鷺宮支部

青年部女性部合同講演会開催

H10. 1. 31 (土)

テーマは、「会社役員のための法律知識」講師池田和美先生でした。

税金シリーズとして2回目の勉強会でしたが、改正税制や特別減税についてわかりやすい説明をいただき、次回の勉強会を多数の人が希望され無事終了致しました。

その後親睦を兼ねて魚菜味で新年会を開催いたしました。



春日部支部

理事会開催

年度末をひかえ、会員増強目標達成に拍車をかける状況をふまえ1月26日理事会が開催された。「各理事が一社の増強」を旗印に今年度の推進が行なわれたが、今年は例年になく厳しい状況である旨各理事から報告された。しかし、残された期間、再度頑張ることを確認し合った。次いで、各常設委員長並びに各部長から今年度の活動状況及び来年度の抱負が報告された。

議決案件としては、税務研修会を3月25日に春

日部税務署の本間統括官を講師に開催することを決定した。又、地区会の呼称を支部に変更することについて協議した結果、社団の定款が平成9年9月1日に改正認可されているので、平成10年度から呼称を支部に変えることを決定し終了した。



幸手支部

新春研修会並びに賀詞交歓会

栗原 孝吉

幸手支部では平成10年2月6日市内に於て新春研修会並びに賀詞交歓会を開催しました。小林税理士先生を迎え「適切に法人税を増やす方法、減らす方法」等の研修を受講致しました。時節柄確定申告を目前に迎えており、出席された会員の方は御熱心に筆記なされ、1時間30分がまたたく間に過ぎました。

その後賀詞交歓会がなごやかな内に開催され、本年も不況を乗り越え頑張ろうと決意を新たにしました。



栗橋支部



H10. 1. 20 研修会
於鬼怒川温泉

「金融ビッグバンとは何か」
あさひ銀総研 島崎光男研究主任

蓮田支部



H10. 2. 8 研修会
東京電力富津火力発電所見学

杉戸・宮代支部



H10. 2. 12 杉戸・宮代合同研修会
(和泉屋研修室)

庄和支部



新年講演会 H10. 1. 28
演題「私の歩んだ道」
講師 渋谷良市支部長

菖蒲支部



新春賀詞交歓会 H10. 1. 17
於 菖蒲町あやめ会館

白岡支部

県外研修会

去る、平成10年1月19～20日、県外での研修会が開催されました。

昨年までは、新年には白岡町商工会館で役員会を開催しておりました。しかし今年度は支部の全会員に参加を募り、あわせて青年部と女性部にも広く参加をよびかけ、鬼怒川温泉での開催となりました。

また、バス中では、税務知識向上のため会社を大きく育てるためと題して、「会社の誕生と税金」のビデオ研修会を開催しました。

翌日は、キリンビール栃木工場を見学し、試飲のビールに舌

づつみをうちながらほろ良い気分も手伝って、元気もりもりハイテンションで工場見学後のバスの中は、交流親睦の目的の意義を十分に果たす事ができたようです。

会員の皆様のご協力を得つつ、積極的に会員企業のための事業展開を図って参りたいと思います。今後ともよろしくお願ひ致します。



「定期総会のお知らせ」

日時 平成10年5月26日(火)
午後1時30分受付開始
場所 春日部市民文化会館大会議室

- 第一部 記念講演
立教大学教授 齊藤精一郎氏
- 第二部 定期総会
- 第三部 懇親会

会員の皆様には奮ってご参加下さいます様
お願い致します。

これからの日本経済はこうなる！

齊藤精一郎の先見経済



齊藤精一郎氏

1940年東京生まれ。'54年都立日比谷高校卒業。'63年東京大学経済学部卒業。'63～'71年日本銀行勤務・外国為替など担当。'72年立教大学社会学部助教授。'75年社会学部教授に就任、現在に至る。専攻社会経済学、

日本経済論、金融論など。著書に『経済学は現代を救えるか』『マネー・ウォーズ』他。

皆様からのご寄稿をお待ちしております。